**平成２７年（フ）第１７９号**
奈良県高市郡高取町大字丹生谷598番地
破産者　西村　幸男
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第１４４号**
福岡県久留米市東櫛原町353、住民票上の住所熊本市東区新生２丁目７番13号
破産者　大山　雅行
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第２３号**
北海道小樽市色内１丁目６番803号　ジェルム小樽中央通、前住所北海道小樽市幸２丁目20番28号
破産者　末武加津江
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２７年（フ）第２５号**
茨城県神栖市息栖1127番地25
破産者　伊藤　　優
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２７年（フ）第５１２号**
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―910号
破産者　中川　義博
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５１３号**
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―910号
破産者　中川　茂子（旧姓寺本）
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１２１号**
埼玉県本庄市西五十子365番地
破産者　儘田ひろみ
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第１３７号**
埼玉県東松山市元宿１―20―20　コートドール102号室、住民票上の住所東京都多摩市落合１丁目１番地の17　レアシス多摩センター302
破産者　大谷　真範
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第２６８号**
新潟市西蒲区升潟2985番地
破産者　山本　　駿
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１１３号**
神戸市須磨区北落合６丁目１番７―103号
破産者　本多宏三郎
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第６４９号**
神戸市北区北五葉６丁目２番49―302号、従前の住所神戸市西区押部谷町福住579番地の100　ベルアーバニティ西神戸402号
破産者　只野　　亀
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５１号**
神戸市西区枝吉１丁目101番地　１―110号、前住所兵庫県明石市西明石北町２丁目１番10号　マンション５―105号
破産者　鈴木　勝則
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第１５０号**
兵庫県明石市魚住町清水1712番地
破産者　日笠　育子
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第１５１号**
兵庫県明石市魚住町清水1712番地
破産者　日笠　**達**治
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第４１号**
兵庫県朝来市多々良木1514、住民票上の住所兵庫県神崎郡神河町新野837番地
破産者　栗山不知子
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２７年（フ）第４９号**
奈良市芝辻町３丁目６番29―207号、破産手続開始決定時の住所奈良市西木辻町94番地の１　奈良日光ハイツ404号
破産者　濱西　律行
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２７年（フ）第５１１号**
広島市南区宇品御幸１丁目９番26―802号
破産者　内田　節子
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１４８号**
福岡県久留米市津福本町2190番地10　ファミリーハイツ津福Ｃ棟202号、前住所福岡市南区野間３丁目14番29―206号
破産者　御舩　和子
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２７年（フ）第２１１号**
熊本市中央区大江１丁目10番39号　ユキヤビル406号
破産者　中熊　　勉
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係